

山口市公告第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び山口県の事務処理の特例に関する条例（平成12年山口県条例第2号）第2条の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同法第30条第3項及び同条例第2条の規定により公告する。

令和6年4月25日

山口市長 伊藤和貴



- 1 土地改良区の名称
山口市鑄銭司土地改良区
- 2 認可年月日
令和6年4月25日